

やまがた女性のつながりサポート事業実施業務委託仕様書（企画提案用）

1. 業務名

やまがた女性のつながりサポート事業実施業務

2. 期 間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3. 事業目的

望まない孤独・孤立や様々な不安・悩みを抱える女性に対する支援の強化を図る。

4. 委託業務の内容

（1）孤独・孤立や不安を抱えた女性に対する支援体制の強化

①支援の実施

県内各地のNPO等団体を支援提供団体として下記イメージのとおり募集・選定すること。支援提供団体による支援が広く周知されるよう、支援提供団体以外のNPO等団体にも情報発信の協力を求めること。

※より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容であれば、他の実施内容でも可とし、その場合はその具体的な内容を記載すること。

【再委託団体募集選定イメージ】

再委託想定額：280万円程度

募 集 団 体 数：4団体以上（各地域1団体以上とする）

内 容：①女性が互いに支え合うための、継続的な交流・相談・支援の場の提供（月2回程度）

②不安を抱える女性を支援するためのピアサポート等の実施

③生理用品の配布、相談窓口などの情報提供

②生理用品の購入・発送

上記の生理用品の配布の実施に向け、生理用品を購入するとともに支援提供団体への発送を行うこと。また、県関係機関、高等学校等への購入・発送を行うこと。

【購入数のイメージ】（目安）

・支援提供団体配布分 約800パック

・県関係機関配布分 約180パック

・高等学校への提供分 約3,300パック

※生理用品は紙製品を想定しているが、支援提供団体からのニーズがあれば、布製品等の繰り返し使用できるものの購入も検討すること

（2）実態・ニーズ把握のためのアンケート調査

各種支援事業の参加女性等を対象に、雇用や生活への影響等の実態やニーズについて、アンケートを行うこと。

（3）啓発・発信

①SNS等を活用した情報発信

SNS等を活用して本事業に係る啓発・情報発信を行うこと。

ウェブサイトの構築、運営を行い、事業の周知・啓発を行うこと。

②啓発チラシの作成

当事業で実施する各種支援情報を掲載した啓発チラシを作成すること。

作成にあたっては、女性に寄り添った視点となるように配慮すること。

規格：A4版、両面4色刷り、15,000部程度

③SNS等有料広告の出稿

SNS等有料広告を出稿し、事業の周知を図ること。（広告費5万円程度を想定）

(4) 学校における普及啓発及び生理用品の提供等

学校と連携し、生徒・児童に対する相談窓口や居場所に関する情報提供を行うとともに、必要な生徒・児童が生理用品を受け取ることができるような仕組みを構築・実施すること。

[展開例]

①高等学校

県関係部局が学校に意向調査を行い、その結果に基づき、受託者は学校に対し、生理用品を購入するとともに発送を行う。

②小中学校

県関係部局が市町村教育委員会と連携して啓発チラシを送付する。受託者は、必要な生徒・児童が支援提供団体から生理用品を受け取れるよう、支援提供団体等と予め調整しておく。

(5) 実施体制

各種支援事業等を円滑に進めるため、女性への支援に知見を有し、支援提供団体との連絡・調整等を行うことができるコーディネーターを1名程度配置すること。

支援提供団体・関係機関等で情報共有・意見交換等を行う機会を確保すること。

(6) 山形県男女共同参画センターとの連携

県内女性の不安や悩みに寄り添った支援を全県的に行うため、山形県男女共同参画センターが実施する相談事業と連携を図りながら実施すること。

《主な連携内容》

○利用者の意見や要望等の情報共有

○山形県男女共同参画センターが実施する相談事業の周知・啓発。

5. 業務完了報告書の作成

(1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(2) 業務完了報告書には、各種支援事業の実施状況、支援提供団体が行った支援の実施状況、実態・ニーズ把握のためのアンケート調査結果等を含むこと。また、事業効果測定として、アンケート調査結果を分析するなど支援提供団体からの声等を分析し、本業務の効果を検証し、今後の事業展開の方向性を加えた報告を併せて添付すること。

6. 受託にあたっての留意事項

(1) 発注者である山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課と業務内容に関する具体的な打ち合わせ協議を行い、事業を実施すること。

(2) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、この業務に関して知り得た個人情報の漏えいの防止等個人情報の適正な管理について、具体的な対応策を記載すること。

(4) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。

(5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(6) 本事業は、「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の用途を明らかにしておくこと。

(7) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

(8) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。